漁業法 (昭和42年法律第267号) 第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和5年9月12日

## (1) 小型いか釣り漁業(あかいか)

	制限措置										
漁業の 種類	漁業種類	許業す等船が大の船数者ののでの船数者の以ばするのがのがあります。	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者 の資格	新規の 許可・ 継続の 許可	許可の 有効期 間	遊休許可の 枠数管理の 数	県漁協支所 及び出張所 (旧漁協又 は地区) 、都道府県
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業 (あかいか)	1	10トン未満		羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点 (北緯37度4.665分、東経136度 43.135分) 270.0度の線以南の石 川県沖合海域とする。ただし、最 大高潮時海岸線から沖合1海里以 内の海域を除く。	5月1日から 12月31日ま で	次い当(1)(2)も のずす(1)に者船を のがずす漁た使き のがずす漁た使き 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	新規	5年以 内	1	志賀

※「漁船使用者」・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年9月12日から令和5年9月19日まで

(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)について

(2) 11.1	傲胎底ひさ網漁耒(=		<del>*</del> **	_ (ナ/こ網)						
	制限措置制限措置									
漁業の 種類	漁業種類	許業す等船の は可船及総は の の の の の の の の の の の の の と 数 の の と 数 の の の の		推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	新規の 許可・ 継続の 許可	計りの	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
小型機船 底びき網 漁業	小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 な まこけた網)	4	3.5トン未満		ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号(七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱:北緯37度05,000分、東経136度54,220分)イ 七尾市中島町利島中央(北緯37度06,122分、東経136度53,510分) 基点第92号(七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱:北緯37度06,582分、東経136度52,815分)	11月6日から 翌年2月末日 まで	次の当(1)者船含(2)だ登曲目石く地のる(3)を開いて、(1)では、	新規	1年	七尾(尾田祖目万を尾、た市・佐母・八石除でし登・水・島・曲・崎崎のいた。人のは、大・長の一人で、大・島・山の、大・山の、大・山の、大・山の・岩の、大・山の・岩の、大・山の・岩の、大・山の・岩の、大・山の・岩の

※「漁船使用者」・・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年9月12日から令和5年10月11日まで